



横浜市立あかね台中学校 PTA 細則

<目的>

第1条 規約第27条に基づき、本細則を定める。

<会費>

第2条 本会の経費は次の通りとする。

1. 会費は、1世帯月350円とする。ただし、会長が必要とした場合には、運営委員会での決議を得て減額調整できるものとし、変更を会員に周知する。
2. 学校教育の施設整備のため自発的寄付金（振興会費）等を受け入れることができる。

<役員構成>

第3条 本会の役員構成は、以下の通りとする。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 2名（保護者）
3. 書記 3名（保護者2・教職員1）
4. 会計 3名（保護者2・教職員1）

<委員会活動>

第4条 PTA規約第14条の委員会の委員選出方法は、次の通りとする。

1. 委員は、学年で12名以上選出する。
2. 校外委員は、奈良の丘方面、田奈方面より6名以上が望ましい。方面別割合は、第8条に定める。
3. 推薦委員は、第9条にて定める。

第5条 校長・副校長は、すべての委員会に出席して、意見を述べることができる。

第6条 本会の役員または会員が、任務のために必要とする経費は、実費またはその一部を負担する。
交通費は実費負担（自宅最寄り駅～会場最寄り駅）とする。

<学年学級委員会>

第7条 学年学級委員会は、広報担当、高校見学担当、学年活動担当に分かれて活動する。

<校外委員会>

第8条 校外委員会は、あかね台中学校区における円滑な運営を図るため、奈良の丘方面、田奈方面より各3名以上選出することが望ましい。

<推薦委員会>

第9条 推薦委員は、学年学級委員から選出し、教職員も含むものとする。
ただし、推薦委員に選出された者は他の担当と兼任しない。

第 10 条 推薦委員会は、1・2 年生会員および教職員を対象として、役員及び会計監査候補者を推薦する。
ただし、当該対象者より役員及び会計監査候補者を選出できない場合は、次年度会員予定の本会会員経験者を対象とすることができるものとする。
尚、推薦委員は次年度の候補者にはなることができない。

＜運営委員会への出席＞

第 11 条 会長は、必要があると認めるときは、運営委員会の構成員以外の関係者を随時、運営委員会に出席させて意見を聞くことができるものとする。ただし、この場合の出席者は、運営委員会構成員としての権限を持たないものとする。

＜慶弔＞

第 12 条 会員の慶弔については、次の通りとする。

種別	項目	金額	備考
死亡	会員・生徒	10,000 円	他に花環または供花

その他特別な場合は、その都度役員会にて協議、決定する。

＜附則＞

第 13 条 この細則に定めない事項は、運営委員会の決議を得ることを要する。

第 14 条 この細則の改廃は、運営委員会の決議を得ることを要する。

この細則は、平成 23 年 5 月 19 日より施行する。

この細則は、平成 23 年 12 月 15 日より改正施行する。

この細則は、平成 26 年 2 月 22 日より改正施行する。

この細則は、平成 26 年 4 月 25 日より改正施行する。

この細則は、平成 27 年 2 月 21 日より改正施行する。

この細則は、平成 27 年 4 月 25 日より改正施行する。

この細則は、平成 27 年 10 月 17 日より改正施行する。

この細則は、平成 27 年 11 月 28 日より改正施行する。

この細則は、平成 28 年 10 月 15 日より改正施行する。

この細則は、平成 30 年 4 月 21 日より改正施行する。

この細則は、令和 2 年 2 月 25 日より改正施行する。

この細則は、令和 3 年 2 月 8 日より改正施行する。